

厚木市営自動車駐車場指定管理者募集要領

令和5年6月

厚木市営自動車駐車場指定管理者募集要領

1 趣旨

厚木市(以下「市」といいます。)では、厚木中央公園地下駐車場(以下「駐車場」といいます。)の管理に当たり、民間事業者等が有する発想やノウハウを活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減につなげるため、平成23年度から指定管理者制度を導入しています。令和6年3月31日に指定管理期間が満了となることに伴い、同年4月1日以降の指定管理者の指定に当たり、より一層の効率化を目的として、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

<根拠法令>

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 略

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～11 略

厚木市営自動車駐車場条例(平成2年厚木市条例第24号)

(指定管理者の管理)

第3条 駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 施設の概要

(1) 施設名称

厚木中央公園地下駐車場

(2) 所在地

厚木市寿町三丁目2番1号

(3) 施設の設置目的

市街地における駐車場の確保を図り、もって道路交通の円滑化に寄与することを目的とする。

(4) 施設等の概要

ア 開設年月日 平成3年4月18日（築32年）

イ 構造 鉄筋コンクリート造り 地下2階建て

ウ 面積 敷地面積 11,188.00㎡

建築面積 324.29㎡

延べ床面積 20,660.00㎡

エ 形式 自走式地下駐車場

オ 利用可能車両 普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうち

二輪自動車以外（長さ5.5m×幅2.0m×高さ2.0m以下）

カ 収容台数 500台

キ 供用時間 24時間

ク 入出庫時間 午前5時から翌日の午前1時まで

（指定管理者は、厚木市営自動車駐車場条例施行規則（平成3年厚木市規則第2号。以下「施行規則」といいます。）第2条第2項の規定に基づき、あらかじめ市長の承認を得て臨時に変更することができます。）

ケ 休場日 なし

（厚木市営自動車駐車場条例（以下「条例」といいます。）第6条の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て臨時に休場することができます。）

(5) その他

防災備蓄倉庫を始めとする当該駐車場に設置してある各倉庫は、市役所内の各課等に使用の許可をしておりますので、指定管理者が使用できる倉庫については、別途協議します。

3 指定管理者が行う業務の内容

(1) 施設の運営に関する業務

ア 開場及び閉場事務

イ 入出庫時間内の運営事務

ウ 入出庫時間内外の管理事務

エ 定期駐車券に関する事務

オ 駐車場内の巡視、交通誘導及び警備事務

カ 非常時における駐車場利用者の誘導及び初期対応事務

キ その他運営上必要な事務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 施設及び設備の保守点検及び各種法令等に基づく定期点検事務（5ページ及び仕様書を参照してください。）

- イ 施設及び設備の機能低下若しくは故障に係る交換又は修繕事務
- ウ 駐車場内の清掃及び備付けの備品等の管理事務
- エ 長期的な視野に立った施設及び設備の維持管理に向けた情報収集及び長期修繕計画作成事務
- オ その他施設及び設備の維持管理上必要な事務
- (3) 駐車料金等の徴収に関する事務
 - ア 駐車場整理券の交付及び回収事務
 - イ 駐車料金の徴収事務
 - ウ 回数駐車券の販売事務及び定期駐車券の発行事務
 - エ その他駐車料金等の徴収上必要な事務
- (4) その他の業務等
 - ア 事業計画書及び収支予算書の作成（毎年度）
 - イ 事業実績報告書（利用実績、収支決算書等）の作成（毎年度）
 - ウ 月次報告書の作成（毎月）
 - エ 管理体制の整備等
 - オ 個人情報保護
 - カ 厚木市等関係機関との連絡調整
 - キ 自己評価の実施
 - ク 指定期間終了に当たっての引継ぎ
 - ケ その他日常業務の調整、実施及び報告

4 指定管理業務等に係る経費等の取扱い

- (1) 会計区分

本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

また、当駐車場での業務に係る経理は、他の駐車場等の経理と混同のないよう区別し、適切な経理を実施しなければならないこととします。
- (2) 経費等の支払について

指定管理業務に要する全ての経費については、指定管理者の負担とします。

なお、次のことについて注意してください。

 - ア 設備等のリース契約については、指定管理者の負担となります。
 - イ 修繕については、原則として、1件当たり130万円未満の修繕を指定管理者が行い、会計年度ごとに600万円以上700万円以下の執行をすることとします。執行額が700万円に満たない場合は、年度末にその差額を利用料金等精算金として市に納付することとします。

なお、収支予算書及び事業実施予算書（第3号様式）においては、修繕費として一律700万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を計上してください。

 - ウ 前指定管理者が販売した回数駐車券等については、業務に支障がないよう、適切に引継ぎ、精算処理等を行ってください。
- (3) 市納付金

指定管理者は、次に掲げる区分ごとに、指定管理者受託納付金を市へ納付することとします。

 - ア 指定管理者受託納付金

指定管理者は、募集要領等に示す管理運営業務の内容を参考に、駐車場経

営の収支を算出し、毎年度当初に一定額を市へ納付することとします。なお、納付額は、申請時の提案事項とし、最低額は、年間2,240万円とします。

また、指定管理者の運営に起因する収入減があっても納付金額の減額は認められません。

イ 利用料金等精算金

指定管理者は、次の各項目に規定する金額について、利用料金等精算金として年度ごとに精算の上、毎年度末に市へ納付することとします。

(ア) 利用料金収入の精算

利用料金収入の決算額が年間1億2,000万円を超えた場合、その超過分の一定割合に相当する額。なお、割合については、申請時の提案事項とし、最低割合は、50%とします。

(イ) 修繕費用の精算

指定管理者の実施する修繕の執行額が各年度末の時点において700万円に満たない場合、その差額とします。

(4) 指定管理者の収入について

指定管理期間中の収入において次に掲げるものは、指定管理者の収入とします。

ア 駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」といいます。）

(ア) 駐車料金による収入について

駐車場料金による収入は、指定管理者の収入とします。

駐車料金は、条例第8条及び別表に規定する駐車料金を限度額として指定管理者が定め、あらかじめ市長の承認を得た額とします。

(イ) 駐車料金の免除について

条例第11条第1号及び第2号に規定された車両については、駐車料金を免除することとします。

また、同条第3号の規定により、指定管理者は、必要に応じて駐車料金を免除する車両を指定することができます。駐車料金の免除を行う場合は、申請時の提案事項とします。実際の運用方法については、提案に基づき市と協議の上、決定します。

イ 自主事業からの収入

(ア) 自主事業について

自主事業実施については、申請時の提案事項とし、事業に係る収入は、指定管理者の収入とします。

なお、自主事業の実施に当たり当駐車場内に機器等を設置する場合は、地方自治法及び厚木市市有財産規則（昭和56年厚木市規則第53号）に基づき、別途、市の許可（行政財産の目的外使用許可）及び市への目的外使用料の納付が必要となります。

(イ) 自主事業における自動販売機の設置について

自主事業において駐車場内に自動販売機を設置して飲料等を販売する場合、自動販売機の種別等の指定はありませんが、市では、共益、防災等の観点から、市内公共施設における災害支援型自動販売機の設置を推進しており、当駐車場においても設置を促進しております。このため、指定管理者が災害支援型自動販売機を設置しない場合は、市において第三の事業者が災害支援型自動販売機の設置許可を行う場合があります。

5 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

6 管理の基準

(1) 法令等の遵守

駐車場の管理に当たっては、関係する法令等を遵守してください。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容を適用します。

<主な関連法規>

ア 地方自治法

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

ウ 労働関係法令(労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等)

エ 施設・設備の維持保全関係法令(建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、ガス事業法(昭和29年法律第51号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、水道法(昭和32年法律第177号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)等)

オ 環境法令等(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)等)

カ 警備業法(昭和47年法律第117号)

キ 厚木市営自動車駐車場条例及び同条例施行規則

ク 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

ケ 厚木市個人情報保護条例(令和4年厚木市条例第19号)

コ 厚木市情報公開条例(平成13年厚木市条例第15号)及び同条例施行規則

サ 厚木市暴力団排除条例(平成23年厚木市条例第12号)

シ 厚木市公契約条例(平成24年厚木市条例第29号)及び同条例施行規則

ス 厚木市環境基本条例(平成30年厚木市条例第4号)

セ その他関連する法令並びに市及び神奈川県条例

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者が指定管理業務上個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じてください。

なお、個人情報の保護に関する法律の規定により、指定管理者は、市の安全管理措置が準用され、個人情報の漏えい等の行為には、同法に基づく罰則が適用される場合があります。

(3) 文書等の取扱い

指定管理者が指定管理業務上作成し、又は取得した文書等は、厚木市情報公開条例第2条の規定により行政文書と定義されます。指定管理者に対し公開請求があった場合の取扱いについては、同条例に基づくものとします。

なお、指定期間終了時には、市の指示に従って引き渡していただきます。

(4) 事業計画書、事業実績報告書及び事業月次報告書の提出

指定管理者は、毎年度、事業計画書及び地方自治法第244条の2第7項に規定する事業実績報告書（年度終了後30日以内）を作成し、市へ提出するとともに、毎月、前月分の事業の実施状況、駐車場の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書を作成し、市に報告するものとします。

(5) モニタリングの実施

市が定めた指定管理者制度導入施設のモニタリング指針等に基づき、モニタリングを実施します。

(6) 労働条件審査の実施

本市は、指定管理者の執行する業務について、次のとおり指定期間内に労働条件審査を実施します。

ア 社会保険労務士による調査の実施

実地調査及び書類の調査を実施しますので、指定管理者は、必要な対応を行うものとします。

イ 審査実施後の措置

審査の結果、指定管理者に法令違反等があると判断した場合、本市は、指定管理者に必要な改善措置を講じるよう通知及び是正通告を行います。

(7) その他

管理の基準に関する細目は、別途、市と指定管理者の間で締結する協定で定めます。

7 事故への対応及び損害賠償

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者（利用者等）に損害を与えた場合には、指定管理者において賠償するものとします。

(2) 指定管理者は、施設において事故が発生した場合に備えて、あらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市に報告するものとします。

(3) 運営管理上の瑕疵が原因で第三者（利用者等）に損害を与えた場合に対応するため、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険等の保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。

(4) 利用者等が躯体又は設備を損傷させた場合には、指定管理者において一次対応を行うものとします。

8 応募資格

法人その他の団体（以下「団体」といいます。）。ただし、駐車場法に基づく、500㎡以上の届出駐車場の運営管理実績があることを条件とします（個人での応募は、不可とします。）。

(1) 共同して行う申請

複数の団体が共同して申請する場合には、複数の団体が共同して構成する団体（以下「共同企業体」という。）を組織し、代表となる団体が申請してください。共同企業体を構成する団体のうち、ビル等の施設管理実績があること及び駐車場法に基づく、500㎡以上の届出駐車場の運営管理実績があることを条件とします。なお、共同企業体の構成団体となった場合には、別に単独で申請を行うことはできません。

また、複数の共同企業体の構成団体となることもできません。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する団体は、申請を行うことができません。これらの団体が行った申請は、無効とします。共同企業体による申請の場合、構成団体のいずれかが、次のいずれかに該当したときには、当該共同企業体が行った申請を無効とします。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における入札参加を制限されているもの

ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの

エ 国税及び地方税（特別徴収税額納入金を含む。）を滞納しているもの

オ 地方自治法施行令に定める出資法人を除き、市議会の議員、市長、副市長又は、市の教育委員会、農業委員会等の委員若しくは監査委員が役員となっている団体（その役員について、地方自治法第92条の2及び同法第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）の規定中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務を行う団体（法人を除く。）の代表者その他役員」と、同法第180条の5第6項の規定中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務（その職務に関する場合に限る。）を行う団体（法人を除く。）の代表者その他役員」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、同規定に抵触するもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

キ 厚木市暴力団排除条例第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であるもの

9 申請等の手続

(1) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和5年6月26日(月)から7月21日(金)まで
午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 配布場所

厚木市 都市整備部 市街地整備課

住所 厚木市中町三丁目17番17号(厚木市役所第二庁舎14階)

電話 (046)225-2851

ウ 市ホームページへの掲載

令和5年6月26日(月)から7月21日(金)まで

(2) 提出書類

別添の指定管理者指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、申請してください。なお、提出書類は、返却いたしません。

提出された書類の著作権は、団体に帰属しますが、市は、提出された書類を団体の承諾を得ず、無償で公表し、使用することができることとします。

書類は、原則としてA4判とし、中央下にページ番号を付してください。提出部数は、正本1部、副本13部としますが、指定管理者指定申請書、事業計画書、収支予算書及び事業実施予算書並びに団体概要書については、併せてCD-ROMを提出してください。

【提出書類】

ア 指定管理者指定申請書(第1号様式)及び指定管理者指定申請書概要

イ 事業計画書(第2号様式)

ウ 収支予算書及び事業実施予算書(第3号様式)

※ 指定期間(令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)の年度ごとに作成してください。

エ 労働分野における質問回答書(第4号様式)

オ 団体の概要(第5号様式)

カ 理事、評議員及び役員等名簿(第6号様式)

キ 登記事項証明書(法人の場合に限る。)(申請時登記中は、不可とします。)

ク 定款、寄附行為その他団体の目的、組織、業務の執行等を示す書類、共同企業体においては、指定管理者共同企業体協定書

ケ 決算書類等

(ア) 法人税の確定申告を行っている団体

申請の日を含む事業年度(以下「申請年度」という。)前3か年度に係る団体の貸借対照表、損益計算書及び法人税の確定申告書の控えの写し

(イ) (ア)以外の団体

a 申請年度前3か年度に係る団体の貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類

b 申請年度前3か年度に係る団体の損益計算書、収支計算書又はこれらに相当する書類

c 申請年度に設立されたものにあつては、当該設立時における貸借対照表又は財産目録

コ 申請年度の団体の収支予算書又はこれに相当する書類

サ 申請年度直前の事業年度における、団体の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及び当該理由を記載した申立書

シ 団体の役員の名及び略歴を記載した書類

ス 団体が現に行っている事業の概略及び申請年度前3か年度に行っていた事業の概略を記載した書類(申請年度に設立されたものにあつては、現に行っている事業の概略を記載した書類に限る。)

※ 共同企業体による申請の場合には、オからスまでの書類は、構成団体ごとに提出してください。

※ 指定管理者として決定された場合には、従事社員等の名簿により、社会保険、雇用保険及び労働者災害補償保険の被保険者であることが分かる書類の確認並びに社員等の健康診断の実施状況の確認をします。

(3) 現地説明会（見学会）

- ア 開催日 令和5年7月12日（水）午後1時30分開始予定
イ 集合場所 厚木中央公園地下駐車場 地下1階 管理事務室前
ウ 内容 厚木市営自動車駐車場指定管理者募集要領等の説明
厚木中央公園地下駐車場の見学

エ 留意事項

- (ア) 本募集要領等を当日持参してください。
(イ) 参加人数は、申請1団体につき2名までとします。
(ウ) 参加を希望する団体は、参加申込書（第7号様式）に必要事項を記入の上、7月7日（金）午後5時15分までにEメール（5000@city.atsugi.kanagawa.jp）又はFAX（046）224-4802 で申し込んでください。
なお、期限を過ぎたものは、受付を行いません。
(エ) 参加者多数の場合には、日時及び場所を変更する場合があります。
なお、当日は、通常の業務を行っているため、一部見学できない箇所があります。
(オ) 見学時間等の詳細は、参加者に別途、案内します。

(4) 質疑事項

- ア 受付期間 令和5年7月3日（月）から7月14日（金）まで
イ 質問票（第8号様式）を利用してください。
ウ 提出方法
次のいずれかの方法で提出してください。
なお、電話や来訪などの口頭等によるものは、受け付けしません。
(ア) 持参（7月14日（金）午後5時15分まで）
(イ) Eメール（5000@city.atsugi.kanagawa.jp）
(ウ) FAX（046）224-4802

※ Eメール及びFAXによる送付の場合は、送付の旨を事前に担当まで電話で御連絡ください。

エ 質疑事項の回答

質疑事項に対する回答は、令和5年7月21日（金）午後5時15分までに随時、本市のホームページにて公表します。

(5) 申請

申請書に所要事項を記入の上、必要書類を添えて受付期間中に持参してください。郵送、FAX及びEメール等による受付は行いません。

- ア 受付期間 令和5年7月24日（月）から7月31日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
イ 受付場所 厚木市 都市整備部 市街地整備課
住所 厚木市中町三丁目17番17号（厚木市役所第二庁舎14階）
電話（046）225-2851

(6) 留意事項

ア 提出書類の変更の禁止

提出書類の内容を変更することはできません（誤字、脱字及び計算間違い等については確認の上、補正を求めることがあります。）。

イ 提出書類の取扱い

提出された書類は、個人等に関する情報を除き、公開することがあります。なお、提出書類は、返却しません。

また、理事、評議員及び役員等の名簿については、厚木市暴力団排除条例による応募資格審査のため、神奈川県警察本部へ照会します。

ウ 応募の辞退

書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（第9号様式）を提出してください。

エ 虚偽の記載をした場合の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

オ 本市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(7) 申請に係る経費

申請に係る経費については、全て申請者の負担とします。

10 事業計画書及び収支予算書等の作成

(1) 事業計画書

ア 事業計画書に記載する主な事項

(ア) 施設の適正な管理運営の基本的な理念

(イ) 関係法令及び条例等の遵守（関係法令の遵守体制、個人情報保護の対策及び環境方針への配慮と取組）

(ウ) 保安・警備計画（利用者への安全確保、現金等の保管及び災害時の対応等）

(エ) 維持管理業務の基本的な考え方（保守点検等の頻度、内容、体制及び再委託に当たっての市内事業者の活用）

(オ) 業務水準の維持、向上方策（職員の適正な配置、研修体制及び利用者への配慮）

(カ) 実施事業計画

イ 事業計画書作成上の具体的な留意点

(ア) 利用者に対して、正確かつ迅速な対応が図られるものとする内容で作成してください。

(イ) 実施事業計画については、利用者にとって魅力のある事業を計画及び立案し、内容、目的、時期、対象者、効果等の内容を具体的に作成し記入してください。

(ウ) 本市では、2050年までにカーボンニュートラルを達成することを目標としたゼロカーボンシティを表明しており、「厚木市カーボンニュートラルロードマップ」を策定して、様々な取組を推進しています。

こうしたことから、実施事業計画については、当駐車場におけるカーボンニュートラル達成に向けた施策を必ず記入することとし、他の実施事業計画と同様に、内容、目的、時期、効果等の具体的な内容を併せて記入してください。

- (エ) 指定管理者の業務を包括的に第三者へ委託することはできません。
- (2) 収支予算書及び事業実施予算書

ア 収支予算書及び事業実施予算書に記載する主な事項について

- (ア) 利用料金収入
- (イ) 事業収入（物販等自主事業によるもの）
- (ウ) 施設の維持管理費（人件費、光熱費、清掃費及び保守点検費など）
- (エ) 市への納付金額
- (オ) 利用料金等の案

イ 厚木市役所本庁舎及び第二庁舎の複合施設への移転の影響について

本市では、現在、中町第2-2地区において、市庁舎、図書館、（仮称）未来館、消防本部、国県の行政機関等からなる複合施設の整備計画を進めているところであり、令和9年度に市役所本庁舎及び第二庁舎の機能を複合施設へ移転することを予定しています。

収支予算書及び事業実施予算書の作成に当たっては、これら当駐車場の周辺環境の変化に留意の上、作成されるようお願いいたします。

11 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、厚木市指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」といいます。）が、申請者から提出された事業計画書等について審査を行います。

選定評価委員会における指定管理者候補者の選定を踏まえ、市長が指定管理者候補者を決定し、議会の議決を経て指定管理者を指定します（別紙「指定管理者候補者選定の審査方針・評価ポイント」も参照してください。）。

(1) 選定評価委員会の役割

申請者から提出される事業計画書等について審査し、指定管理者候補者を選定します。

(2) 選定手続

ア 書類審査

イ ヒアリング審査

(3) 選定結果の通知及び公表

ア 指定管理者候補者の決定後速やかに申請者全員に通知します（令和5年10月中旬を予定）。

イ 指定管理者の指定について、議会の議決後、速やかに決定者に通知するとともに本市ホームページで公表します。

12 協定の締結

指定管理者に指定された者は、市と細目の協議を行い、市との間で基本協定を締結します。

(1) 協定書の主な内容

- ア 指定管理期間、管理物件等に関する事項
- イ 業務の範囲及び実施条件に関する事項
- ウ 業務の実施に関する事項
- エ 備品等の取扱いに関する事項
- オ 業務計画及び業務報告に関する事項

- カ モニタリング及び労働条件審査に関する事項
- キ 指定管理者受託納付金及び利用料金に関する事項
- ク 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ケ 指定期間の満了に関する事項
- コ 指定期間満了以前の指定の取消し等に関する事項
- サ 厚木市公契約条例に係る事項
- シ その他必要と認める事項

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するに至ったときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由がなく協定に応じないとき。
- イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 その他の留意事項

(1) 従業員へのヒアリング

現在、駐車場に勤務している従業員に対し、雇用に関するヒアリングを個別に実施していただき、再雇用について努力してください。

また、新たな雇用に当たっては、市内在住者を優先してください。

(2) 事務引継業務

指定管理者は、管理業務を開始するまでの期間において、十分に事務引継業務を行うこととし、おおむね次の業務を行っていただきます。詳細については、指定管理者に提示します。

なお、引継業務期間の費用については、指定管理者の負担とします。

- ア 事務引継ぎ
- イ 各種印刷物等作成業務
各種印刷物等とは、各種券種、市民向けの広報、施設利用案内パンフレットなど、施設の管理運営を開始するに当たり必要となる印刷物をいいます。
- ウ 広報宣伝業務
指定管理者が実施する事業等のPRに関すること。
- エ 市との連携・調整業務
- オ その他指定管理の開始までに必要な業務

(3) 指定管理者の指定の取消し等

地方自治法の規定により、指定管理者が行う駐車場の管理の適正を期すために、市の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、指定管理者は市に対し、取消しに係る損害賠償を請求できません。

(4) 緊急事態等における指定管理者と市とのリスク分担について（別紙「リスク分担表」を参照してください。）

ア 不可抗力における指定管理の終了

(ア) 不可抗力による駐車場の損壊等により、指定管理者による管理が不可能となったときは、不可能となった時点をもって、市は、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者による管理を終了します。

(イ) (ア)により、指定管理者による管理を終了した場合、市への納付金は、協定書において定める額を日割計算で精算します。この場合において、指定管理者は、市に対し、取消しに係る損害賠償を請求できません。

イ 緊急事態における施設の使用

(ア) 市は、自然災害等の発生により、駐車場を住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその駐車場を目的外で使用する必要がある場合には、指定管理者に対し業務の変更等について協力を要請することができ、指定管理者は、要請に対して誠実に応じなければなりません。

(イ) (ア)の場合における駐車場の利用料金の取扱いについては、指定管理者において著しく不利益とならないことを基本として、市と指定管理者との間で協議を行います。

(5) 公租公課について

公租公課は、指定管理者の負担となります。

(6) 車両の駐車について

指定管理者の従業員等が通勤又は業務等で使用する車両の駐車場については、各自で対応してください。

(7) 厚木市公契約条例について

本施設の管理は、労働報酬下限額が適用され、労働報酬下限額以上の労働の対価の支払、労働者等への周知等、厚木市公契約条例施行規則（平成24年厚木市規則第63号）別表第1に掲げる事項を契約で定めます。申請に当たっては、厚木市公契約条例、厚木市公契約条例施行規則及び厚木市公契約条例の手引きを理解した上で行ってください。

(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月から導入が予定されているインボイス制度において、利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の利用者への交付が想定されます。指定管理者においては、適格請求書発行事業者登録を始め、必要な対応をお願いします。

14 担当部署

厚木市 都市整備部 市街地整備課

住 所 〒243-8511 厚木市中町三丁目17番17号（厚木市役所第二庁舎14階）

担 当 者 島田・山田

電 話 (046)225-2851

F A X (046)224-4802

Eメール 5000@city.atsugi.kanagawa.jp

【添付書類・様式集】

1 添付書類

- (1) 厚木市営自動車駐車場指定管理者仕様書
- (2) リスク分担表
- (3) 厚木市営自動車駐車場条例及び同条例施行規則
- (4) 厚木市公契約条例に基づく特記事項
- (5) 厚木中央公園地下駐車場の平面図
- (6) 指定管理者候補者選定の審査方針
- (7) 指定管理者候補者選定の書類審査評価ポイント
- (8) 指定管理者候補者選定のヒアリング評価ポイント
- (9) 厚木市指定管理者候補者選定の審査方針に係る事務取扱い

2 市ホームページ参照

- (1) 厚木市個人情報保護条例及び同条例施行規則
- (2) 厚木市情報公開条例及び同条例施行規則
- (3) 厚木市暴力団排除条例
- (4) 厚木市公契約条例及び同条例施行規則
- (5) 厚木市公契約条例の手引き
- (6) 指定管理者制度導入施設のモニタリング指針

3 厚木市営自動車駐車場指定申請書様式集

- (1) 指定管理者指定申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書及び事業実施予算書（第3号様式）
- (4) 労働分野における質問回答書（第4号様式）
- (5) 団体概要書（第5号様式）
- (6) 理事、評議員及び役員等名簿（第6号様式）
- (7) 現地説明会参加申込書（第7号様式）
- (8) 質問票（第8号様式）
- (9) 辞退届（第9号様式）
- (10) 指定管理者指定申請書概要
- (11) 指定管理者共同企業体基本協定書様式